

## 指名競争入札参加者の資格、指名基準、指名停止等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第2項並びに高鍋町財務規則（昭和45年高鍋町規則第12号。以下「規則」という。）第116条及び第117条の規定に基づき、町が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務の契約についての指名競争入札参加者の資格、指名競争入札の指名基準、指名停止その他必要な事項について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (2) 測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）第10条の3に規定する測量業者をいう。
- (3) 建設業者等 建設業者、測量業者、建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。次号において同じ。）、地質調査業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。次号において同じ。）、補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。次号において同じ。）及び建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている者をいう。次号において同じ。）をいう。
- (4) 建設コンサルタント等 建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント及び建築設計業者をいう。
- (5) 建設工事 建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (6) 測量 測量法第3条に規定する測量をいう。
- (7) 建設コンサルタント業務 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する業をいう。
- (8) 地質調査業務 地質調査業者登録規程第2条第1項に規定する業務をいう。
- (9) 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程第2条第1項に規定する業務をいう。
- (10) 建築設計業務 建築士法第23条第1項に規定する業をいう。
- (11) 建設工事等 建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務をいう。
- (12) 課長等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条に規定する町長の内部組織として設置された課の課長、会計課長、上下水道課長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長及び教育委員会の内部組織として設置された課の課長をいう。

### (指名競争入札参加者の要件)

第3条 指名競争入札に参加することができる者は、建設業者にあつては次の各号のいずれにも該当するもの、測量業者及び建設コンサルタント等にあつては第2号の規定に該当するものとする。

- (1) 建設業法第27条の23第1項に規定する審査を受け、同法第27条の29第1項の規定により通知のあった総合評定値を提示できること。
- (2) 施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号又は第2項各号のい

ずれかに該当する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後2年を経過したものであること。

(資格審査の申請)

第4条 指名競争入札参加の資格審査(以下「資格審査」という。)を受けようとする建設業者等は、建設業者にあつては指名競争入札参加資格審査申請書(建設工事)(様式第1号。以下「第1号申請書」という。)を、測量業者及び建設コンサルタント等にあつては指名競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(様式第2号。以下「第2号申請書」という。)により町長に申請しなければならない。

2 第1号申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建設業許可証明書の写し
- (2) 工事経歴書(様式第3号)
- (3) 営業所一覧表(建設工事)(様式第4号)
- (4) 建設業法第27条の29第1項の規定により通知を受けた総合評定値を確認することができる書類の写し
- (5) 納税証明書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

3 第2号申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し
- (2) 測量等実績調書(様式第5号)
- (3) 営業所一覧表(測量・建設コンサルタント等)(様式第6号)
- (4) 納税証明書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(申請期間)

第5条 前条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる資格審査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間中にしなければならない。

- (1) 第9条第1項本文に規定する資格審査 当該資格審査を実施する年の1月5日から2月15日まで(1月5日又は2月15日が休日の場合は、翌開庁日を当該1月5日又は2月15日に代わる日とする。)
- (2) 第9条第1項ただし書に規定する資格審査 建設業者等資格審査会(第10条第1項に規定する建設業者等資格審査会をいう。第9条第1項において同じ。)が別に定める期間(名簿への登録等)

第6条 町長は、第4条第1項に規定する申請があつたときは、第3条に規定する要件を満たしているかを審査し、相当と認めた建設業者等を指名競争入札参加資格者(以下「有資格者」という。)として指名競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録するものとする。

2 名簿は、財政経営課において保管する。

3 名簿の有効期間は、次の各号に掲げる第4条第1項の規定による申請の期日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1号に規定する期間内又は前条第2号に規定する期間のうち、前条第1号に規定する期間の末日後で、かつ、前条第1号に規定する期間の属する年度と同一の年度に属する日に申

請したもの 当該申請のあった日の属する年度の翌年度（以下この号及び次号において「基準年度」という。）の4月1日から基準年度の翌年度の3月31日まで

- (2) 前条第2号に規定する期間のうち、基準年度の4月1日から基準年度の翌年度の3月31日までの期間内に申請したもの 町長が名簿に登録した日から基準年度の翌年度の3月31日まで

（変更等の届出）

第7条 名簿に登録された有資格者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 業務を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 営業に関し、法令上必要とする許可若しくは登録等の取消しを受けたとき又は当該営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 第4条に規定する第1号申請書又は第2号申請書（同条第2項及び第3項に規定するそれぞれの申請書に添付する書類を含む。）の記載事項に変更を生じたとき。

（資格の取消し）

第8条 町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格を取り消すものとする。

- (1) 営業を廃止したとき。
- (2) 営業に関し、法令上必要とする許可又は登録の取消しを受けたとき。
- (3) 施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したとき。

（資格審査の実施）

第9条 資格審査は、名簿に登録された有資格者を対象に2年に1回定期に行うものとする。ただし、建設業者等資格審査会が必要と認めた場合は、随時にこれを行うことができる。

- 2 建設業者の資格審査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（建設業者等資格審査会）

第10条 町は、建設業者等の資格審査を行うため、建設業者等資格審査会（以下「資格審査会」という。）を置く。

- 2 資格審査会の組織、構成その他会務に必要な事項は、別に定める。

（資格審査の結果の公表）

第11条 町長は、資格審査会が行った建設業者の資格審査の結果を公表するものとする。

（建設業者の指名基準）

第12条 指名審査会（次条第1項に規定する指名審査会をいう。以下この条において同じ。）は、建設工事にあつては、資格審査を受けた者のうち、高鍋町建設工事指名競争入札参加資格審査実施要領（平成31年高鍋町訓令第16号）別表第3に定める工事種別及び等級に基づき区分した別表第1に示す発注の標準となる建設工事の金額に対応する等級に属するもの（次項及び第3項において「指名候補者」という。）から指名競争入札に参加する建設業者を指名するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる等級のうち、B級又はC級から指名しようとする場合において、当該指名しようとする者の数が規則第118条第1項に規定する数に満たないときは、同表に示す発注の標準となる建設工事の金額の区分に対応する等級の直近上位の等級に属する指名候補者を指名することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる等級のうち、A級又はB級から指名しようとする場合において、当該指名しようとする者の数が規則第118条第1項に規定する数に満たないときは、技術的難易度が比較的低いと指名審査会が認めた工事に限り、同表に示す発注の標準となる建設工事の金額の区分に対応する等級の直近下位の等級に属する指名候補者を指名することができる。
- 4 指名審査会は、別表第1に掲げる工事種別以外の工事を施工する必要がある場合は、前3項の規定に準じ、指名審査会が定める基準により指名をするものとする。
- 5 指名審査会は、災害等により緊急に建設工事を施工する必要がある場合その他町長が特別の理由があると認めるものについては、第1項から第3項までに規定する指名の方法以外の方法により指名をすることができる。
- 6 指名審査会は、建設業者の指名に当たっては、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。
  - (1) 経営及び信用の状況
  - (2) 発注する建設工事の施工に関する技術的適性
  - (3) 発注する建設工事に対する地理的条件
  - (4) 指名時における建設工事の受注状況
  - (5) 工事成績
  - (6) 不誠実な行為の有無
  - (7) 施工上の安全管理の状況
  - (8) 雇用者の労働福祉の状況

(指名審査会)

第13条 町は、指名競争入札において指名する建設業者等を決定するため、指名審査会を置く。

- 2 指名審査会の組織、構成その他会務に必要な事項は、別に定める。

(指名推薦)

第14条 指名競争入札による入札を希望する課長等は、当該指名競争入札において指名すべきと認める建設業者等を選定し、指名競争入札指名業者推薦書(様式第7号。次項において「推薦書」という。)により指名審査会を開く日の2日前までに財政経営課長に推薦するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りでない。

- 2 財政経営課長は、前項の規定による推薦があったときは、当該推薦に係る推薦書を指名審査会に提出するものとする。

(指名停止要件の報告)

第15条 課長等は、資格審査を行った建設業者等のうち、別表第2中欄に掲げる指名停止要件(以下「指名停止要件」という。)に該当する事実があったことを知った場合は、直ちに町長に当該事実を報告しなければならない。

(指名停止)

第16条 町長は、資格審査を行った建設業者等のうち、指名停止要件に該当する行為等があったものに対し、当該指名停止要件に応じ、別表第2右欄に定める指名停止の基準期間(第19条において「基準期間」という。)の範囲内において、当該指名停止要件に該当する行為等の程度により定めた期間指名をしない(以下「指名停止」という。)ものとする。

- 2 町長は、前項に規定する指名停止をしようとする場合は、指名停止の適否及び妥当な指名停止

期間について指名審査会の意見を聴き、これを決定するものとする。

(指名停止の通知及び公表)

第17条 町長は、前条第2項の規定により指名停止をすることを決定したときは、当該指名停止を受ける建設業者等に対し、指名停止通知書(様式第8号)により通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知後速やかに、指名停止要件の発生年月日、指名停止を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地又は住所、指名停止の理由及び指名停止の期間を公表しなければならない。

(指名停止の効果)

第18条 指名停止を受けた建設業者等は、当該指名停止の期間中は、町が指名競争入札により発注する建設工事等に関し、当該入札に参加し、又は下請けとして建設工事等を請け負ってはならない。ただし、当該指名停止を受けた建設業者等が、特定の工法又は機械器具について、特許法(昭和34年法律第121号)に基づく特許権その他の法令に基づく知的所有権又はライセンス契約等に基づく排他的権利を保有している場合であって、町が発注する建設工事等の施工等に当該工法又は機械器具が必要であると町長が認めるときは、この限りでない。

2 指名停止を受けた建設業者等の当該指名停止の期間の終期が第6条第3項に規定する名簿の有効期間の満了日以降となり、かつ、当該指名停止を受けた建設業者等が第6条第1項の規定により、再度、名簿の登録を受けた場合における当該指名停止の効力は、引き続き当該指名停止の終期まで有する。

3 指名停止を受けた建設業者等の建設業に関する事業の一部を会社法(平成17年法律第86号)又は民法(明治29年法律第89号)の規定に基づき譲受け、若しくは相続した有資格者については、前2項の規定は適用しない。

4 指名競争入札の落札者となった建設業者等が、当該落札者として決定された日から、当該落札した建設工事等の契約締結の日までに指名停止を受けた場合は、当該契約は締結しない。

(複数の指名停止要件に該当した場合における適用の基準)

第19条 建設業者が、同時に複数の指名停止要件に該当した場合は、当該指名停止要件のうち、最も指名停止の期間が長いものの指名停止要件及び基準期間を適用するものとする。

(随意契約の制限)

第20条 町長は、指名停止を受けている建設業者等の指名停止期間中において、当該建設業者等と随意契約による契約を交わしてはならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

(指名停止の解除)

第21条 町長は、指名停止を受けている建設業者等が当該指名停止の指名停止要件に該当しないことが明らかとなった場合は、当該指名停止要件の内容に応じ、直ちに当該指名停止を解除することができる。

(指名停止の解除の通知及び公表)

第22条 町長は、前条の規定により指名停止を解除することを決定したときは、当該指名停止を受けている建設業者等に対し、指名停止解除決定通知書(様式第9号)により通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知後速やかに、指名停止要件の発生年月日、指名停止を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地又は住所、指名停止の理由、指

名停止の期間、指名停止を解除する年月日及び指名停止を解除する理由を公表しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年2月26日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年12月12日から施行する。

別表第1（第12条関係）

工事種別 等級	土木一式工 事	建築一式工 事	電気工事	管工事	舗装工事	水道施設 工事
A級	12,000,000 円以上	25,000,000 円以上	25,000,000 円以上	10,000,000 円以上	8,000,000 円以上	8,000,000 円以上
B級	6,000,000 円以上 12,000,000 円未満	25,000,000 円未満	25,000,000 円未満	10,000,000 円未満	3,000,000 円以上 8,000,000 円未満	8,000,000 円未満
C級	6,000,000 円未満				3,000,000 円未満	

別表第2（第15条、第16条関係）

番号	指名停止要件	指名停止の基準期間
1	建設業者等（建設業者等が法人であるときは、その役員）又はその代理人、支配人等の建設工事等に関する贈賄、供応等の不正行為により逮捕され、逮捕されないで書類送検され、逮捕され、かつ、送検され、又は起訴された場合	逮捕された場合は逮捕された日から釈放又は書類送検された日まで、逮捕されないで書類送検された場合は書類送検された日から起訴又は不起訴の決定の日まで、逮捕され、かつ、送検された場合は逮捕された日から起訴又は不起訴の決定の日まで、起訴された場合は起訴された日から3月以上2年以内
2	経営不振のため、支払能力が著しく低下していると町が認定した場合	支払能力が著しく低下していると町が認定した日から再建が可能であると町が認めた日まで
3	雇用労務者に対する賃金の不払いを起こした場合又は下請業者がその雇用労務者に対し賃金の不払いを起こした場合	賃金の不払いを起こした日から当該不払い分の賃金を支払った日まで
4	町が発注した建設工事等において、危険予防又は安全措置を講じなかったために公衆に重大な災害（死亡者又は3人以上の負傷者（医師により30日以上加療を要すると診断された者をいう。）を出した場合をいう。以下同じ。）を起こした場合	重大な災害を起こした日から3月以上1年以内
5	町が発注した建設工事等において、施工等中の過失により公衆に重大な災害を起こした場合又は重大な損害（時価に換算して1,000,000円以上の損害をいう。）を与えた場合	重大な災害を起こし、又は重大な損害を与えた日から3月以上6月以内

6	<p>町が発注した建設工事等において、施工等中の過失により当該建設工事等が粗雑（会計検査の講評において不良工事等として指摘された場合又は完成検査若しくは完了検査において指摘を受け、検査員の指示により必要な措置を講じた場合をいう。）であったと町が認定した場合。ただし、当該粗雑の程度が軽微であると町が認めた場合を除く</p>	<p>建設工事等が粗雑であったと町が認定した日から1月以上6月以内</p>
7	<p>町が発注した建設工事等において、契約等に違反（工事請負契約書等の契約書類（高鍋町工事請負契約約款、設計図書、仕様書等をいう。）の規定等に違反することをいう。）し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると町が認定した場合。ただし、当該違反の程度が軽微であると町が認めた場合を除く</p>	<p>建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると町が認定した日から1月以上6月以内</p>
8	<p>町が執行する指名競争入札において、落札したにもかかわらず、正当な理由がなく契約を交わさなかった場合</p>	<p>契約を交わさないことが明らかとなった日から1月以上6月以内</p>
9	<p>町が発注した建設工事等において、建設業者等の現場管理が不良であったことにより町又は公衆に迷惑を及ぼしたと町が認定した場合</p>	<p>町又は公衆に迷惑を及ぼしたと町が認定した日から3月以内</p>
10	<p>町が発注した建設工事等において、完成期日又は完了期日までに完成又は完了しなかった場合</p>	<p>完成検査又は完了検査に合格した日の翌日から3月以内</p>
11	<p>町以外が発注した建設工事等において指名停止（指名停止の理由が九州管内における違反事件であるもの又は九州管内以外における違反事件で、かつ、当該事件が社会的に重大な影響を及ぼしたと町が認めたものに限る。）を受けた場合</p>	<p>指名停止を受けた日から1月以上1年以内</p>
12	<p>建設業者等の代表役員等、一般役員等又は使用人（以下「有資格事業者等」という。）が暴力団関係者（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第8号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であつて、宮崎県警察本部から暴力団関係者である旨の通知があつたものをいう。以下</p>	<p>暴力団関係者であると町が認定した日から1年を経過し、かつ、当該関係者でなくなったと町が認定した日まで（当該関係者でなくなったと町が認定した日が当該関係者であると町が認定した日から1年を経過していない場合は、1年）</p>

	同じ。)であると町が認定した場合	
13	有資格事業者等の経営に暴力団関係者が実質的に関与していると町が認定した場合	暴力団関係者が実質的に関与していると町が認定した日から1年を経過し、かつ、当該関与がなくなると町が認定した日まで(当該関与がなくなると町が認定した日が当該関与していると町が認定した日から1年を経過していない場合は、1年)
14	有資格事業者等が暴力団関係者を雇用し、又は使用していると町が認定した場合	暴力団関係者を雇用し、又は使用していると町が認定した日から1年を経過し、かつ、当該雇用又は使用をしなくなると町が認定した日まで(当該雇用又は使用をしなくなると町が認定した日が当該雇用し、又は使用していると町が認定した日から1年を経過していない場合は、1年)
15	有資格事業者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団であつて、宮崎県警察本部から暴力団である旨の通知があつたものをいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であつて、宮崎県警察本部から暴力団員である旨の通知があつたものをいう。以下同じ。)を利用していると町が認定した場合	暴力団又は暴力団員を利用していると町が認定した日から1年を経過し、かつ、当該利用をしなくなると町が認定した日まで(当該利用をしなくなると町が認定した日が当該利用していると町が認定した日から1年を経過していない場合は、1年)
16	有資格事業者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると町が認定した場合	暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると町が認定した日から1年を経過し、かつ、当該協力又は関与をしなくなると町が認定した日まで(当該協力又は関与をしなくなると町が認定した日が当該協力し、又は関与していると町が認定した日から1年を経過していない場合は、1年)
17	有資格事業者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると町が認定した場合	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると町が認定した日から1年を経過し、かつ、当該関係を

		有しなくなると町が認定した日まで（当該関係を有しなくなると町が認定した日が当該関係を有していると町が認定した日から1年を経過していない場合は、1年）
18	有資格事業者等が、暴力団関係者であることを知りながら、その者と下請け又は資材若しくは原材料の購入等の契約を交わしていると町が認定した場合	下請け又は資材若しくは原材料の購入等の契約を交わしていると町が認定した日から1年を経過し、かつ、当該契約を交わさなくなると町が認定した日まで（当該契約を交わさなくなると町が認定した日が当該契約を交わしていると町が認定した日から1年を経過していない場合は、1年）
19	有資格事業者等が、下請け又は資材若しくは原材料の購入等の契約を交わした相手方が当該契約を交わした後に暴力団関係者であることが判明したにもかかわらず、その者との契約を継続して交わしていると町が認定した場合	契約を継続して交わしていると町が認定した日から1年を経過し、かつ、契約を継続して交わさなくなると町が認定した日まで（契約を継続して交わさなくなると町が認定した日が契約を継続して交わしていると町が認定した日から1年を経過していない場合は、1年）
20	有資格事業者等が、暴力団関係者から不当な要求を受けているにもかかわらず、町への報告又は警察への届出を怠っていると町が認定した場合	町への報告又は警察への届出を怠っていると町が認定した日から1年を経過し、かつ、当該報告又は届出を怠らなくなると町が認定した日まで（当該報告又は届出を怠らなくなると町が認定した日が当該報告又は届出を怠っていると町が認定した日から1年を経過していない場合は、1年）
21	有資格事業者等が、町が発注した建設工事等に関し、町の職員に対して、暴力、傷害、脅迫等の行為をした場合	暴力、傷害、脅迫等の行為をした日から1年を経過し、かつ、暴力、傷害、脅迫等の行為をしなくなると町が認定した日まで（暴力、傷害、脅迫等の行為をしなくなると町が認定した日が暴力、傷害、脅迫等の行為をした日から1年を経過していない場合は、1年）
22	1の項から21の項までに掲げる指名停止要件のほか、建設業者等が不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適切であると町が認定した場合	町が認定した日から1月以上2年以内

備考 1の項に掲げる指名停止要件により指名停止を受けている者(法人の場合は、役員を含む。)が、当該指名停止の期間中に新たに建設業者等の許可若しくは登録を受けた場合の当該建設業者等又はその者を代理人、支配人等として使用する建設業者等にあつては、現に指名停止を受けている期間と同一の期間、指名停止することとする。



## 様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

01	1：新規
	2：更新

※受付番号	
-------	--

### 指名競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和5年度、令和6年度において、貴町で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

年 月 日

高鍋町長 様

02	本社(店)郵便番号		-		03	法人番号			
	フリガナ								
04	本社(店)住所								
	フリガナ								
05	商号又は名称								
06	役職								
	フリガナ					フリガナ			
	代表者氏名					担当者氏名			
07						担当者電話番号			
08	本社(店)電話番号					メールアドレス			
09									
10	本社(店)FAX番号								
11									
12	登録を受けている事業								
	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	測量業者	第 号	年 月 日	建築士事務所	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
	地質調査業者	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
	土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

※欄については、記入しないこと。

## 様式第3号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

### 工事経歴書

(工事の種類)		工事					
発注者	元請又は下請の別	工事名	工事場所のある都道府県名	請負代金の額(千円)	着工年月	完成(予定)年月	
					年 月	年 月	
					年 月	年 月	
					年 月	年 月	
					年 月	年 月	
					年 月	年 月	
					年 月	年 月	
					年 月	年 月	
					年 月	年 月	
					年 月	年 月	

記載要領

- 1 本表は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 本表は、主な完成工事及び着手している未完成工事について記載すること。
- 3 共同企業体（JV）として行った工事については、「元請又は下請の別」の欄に、当該区別に係る記載のほかJVと付記すること。
- 4 下請工事については、「発注者」の欄には、直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。
- 5 「請負代金の額」は、消費税抜き金額を記載すること。





				がある。			

- 備考 1 等級等は、該当するものを○印で囲むこと。  
 2 推薦理由欄は、①から⑦までについて該当する事項に○を付すこと。

様式第8号（第17条関係）

文 書 番 号  
 年 月 日

所在地又は住所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名

様

高鍋町長

Ⓜ

指名停止通知書

このたび、あなたが関わった行為等に基づき、指名競争入札参加者の資格、指名基準、指名停止等に関する要綱第16条の規定により、下記のとおり指名停止をすることに決定しましたので、同要綱第17条の規定により通知します。

記

- 1 指名停止の理由となった行為等
  
- 2 指名停止の期間

様式第9号（第22条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

様

高鍋町長

印

指名停止解除決定通知書

年 月 日付け にて通知した指名停止については、下記の理由により  
解除することに決定しましたので、指名競争入札参加者の資格、指名基準、指名停止等に関する要  
綱第22条の規定により通知します。

記

- 1 指名停止解除決定年月日
- 2 指名停止解除の理由